

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス重点対策期間における本学の対応・取組について

福島県は2月14日をもって「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」を終了し、2月15日から3月31日までを新たに「福島県新型コロナウイルス重点対策期間」とすることを決定しました。今回はクラスター発生の未然防止にポイントを絞った重点的な対策が求められており、大学には感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底が要請されています。

会津地方の医療機関でも大型のクラスターが発生しています。我々は、ここで気を緩めることなく、県における医療の最後の砦の一員であるという高い意識のもと、感染の再拡大を防ぐ取組を進めていく必要があります。

県の重点対策期間における本学の対応・取組を別記のとおりまとめましたので、全ての教職員、学生においては、マスクの着用や手洗いの励行、3密の回避といった基本的な感染対策の徹底と感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間の飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）に最大限の注意を払いながら、引き続き感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

令和3年2月15日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 竹之下 誠一

(別記)

## ■福島県新型コロナウイルス重点対策期間における本学の対応・取組

- 1 緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来は自粛すること。
- 2 感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等の利用は控えること。
- 3 県の内外を問わず、外出にあたっては、移動先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で慎重に行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ（略称：COCOA）」を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

- 4 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び受診・相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 5 業務に支障のない範囲で、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 6 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催への切替を積極的に進めること。
- 7 イベントや集会等の開催にあたっては、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年2月12日改定）」に示された目安等に従うこと。
- 8 学生については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。（学部や学年毎の詳細な対応については別途通知に従うこと。）